

## 令和7年（一社）神奈川県建設業協会横浜支部 働き方改革アンケート結果報告

このアンケート調査は令和6年4月から施行された「時間外労働上限規制」の施行に伴う「働き方改革」等について、会員各社の現状や考えを聞き、要望や意見を横浜市はじめ関係機関へ伝えて、予算や施策に反映するとともに、会員企業の取組みなど、経営の参考や課題を共有するめ実施した。

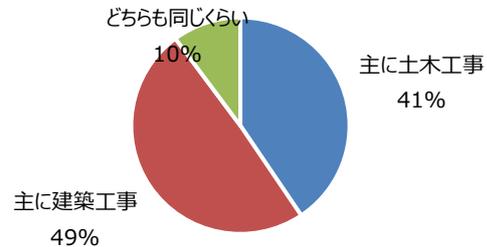
アンケート実施期間 令和7年3月21日～4月30日 会員91社中 回答会員数69社（約76%）

### I. 会員企業概要

問1. 主に請け負う工事（工種）について

主に土木工事	28 社	約41%
主に建築工事	34 社	約49%
どちらも同じくらい	7 社	約10%

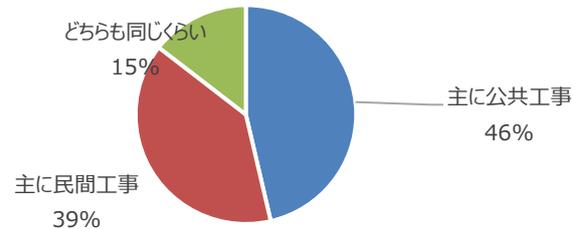
主に請け負う工事(工種)



問2. 主に請け負う工事（発注元）について

主に公共工事	32 社	約46%
主に民間工事	27 社	約39%
どちらも同じくらい	10 社	約15%

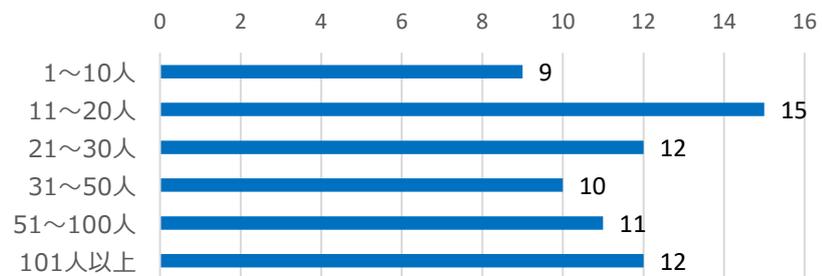
主に請け負う工事(発注元)について



問3. 従業員数について

1～10人	9 社	約13%
11～20人	15 社	約22%
21～30人	12 社	約17%
31～50人	10 社	約15%
51～100人	11 社	約16%
101人以上	12 社	約17%

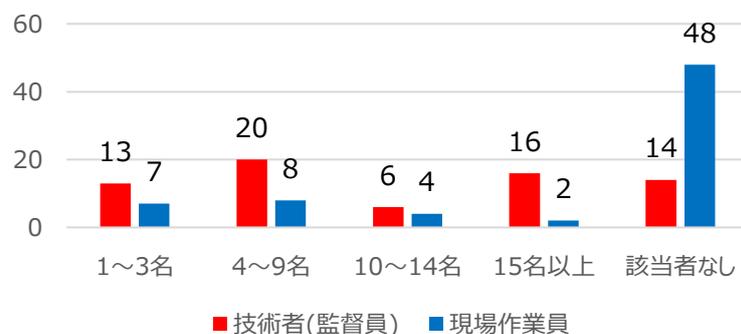
従業員数



問4. 従業員の年齢層について  
(1) 30歳未満の従業員数

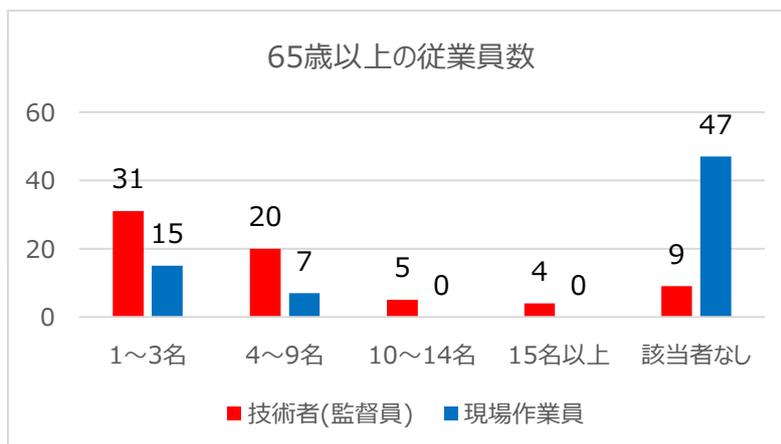
	技術者(監督員) (社)	現場作業員 (社)
1～3名	13 約19%	7 約10%
4～9名	20 約29%	8 約12%
10～14名	6 約7%	4 約6%
15名以上	16 約23%	2 約3%
該当者なし	14 約20%	48 約70%

30歳未満の従業員数



## (2) 65歳以上の従業員数

	技術者(監督員) (社)	現場作業員 (社)
1～3名	31 約45%	15 約22%
4～9名	20 約29%	7 約10%
10～14名	5 約7%	0 0%
15名以上	4 約6%	0 0%
該当者なし	9 約13%	47 約68%

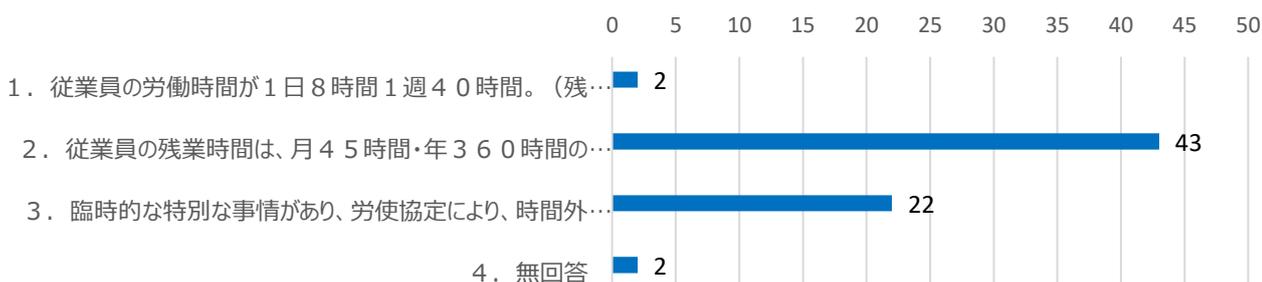


## II. 時間外労働について

問 5. 「時間外労働上限規制」開始後の労働時間について

1. 従業員の労働時間が1日8時間1週40時間。(残業なし)	2 社	約3%
2. 従業員の残業時間は、月45時間・年360時間の限度時間内(労使協定-36協定-の締結)	43 社	約62%
3. 臨時的な特別な事情があり、労使協定により、時間外労働年720時間以内	22 社	約32%
4. 無回答	2 社	約3%

### 「時間外労働上限規制」開始後の労働時間について



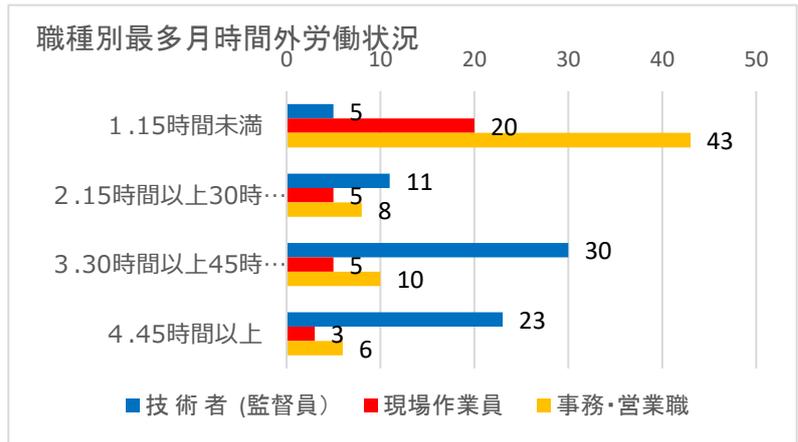
### その他(災害時における復旧・復興事業等の事例や意見・要望)

- ・上限規制の緩和を望む
- ・東日本大震災、能登半島地震時の水道復旧支援 大雪警報時待機または除雪作業

問 6. 時間外労働について、最も多かった月の残業時間について

### (1) 職種別最多月時間外労働状況

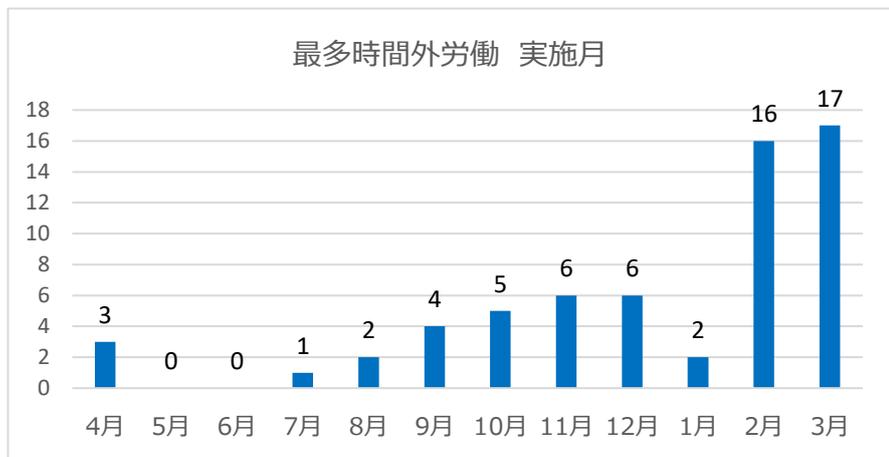
	技術者 (監督員)	現場作業員	事務・営業職
1. 15時間未満	5(社) 約7%	20(社) 約61%	43(社) 約64%
2. 15時間以上30時間未満	11 約16%	5 約15%	8 約12%
3. 30時間以上45時間未満	30 約44%	5 約15%	10 約15%
4. 45時間以上	23 約33%	3 約9%	6 約9%



(2) 最多及び最少時間外労働 実施月 (令和6年4月～令和7年3月)

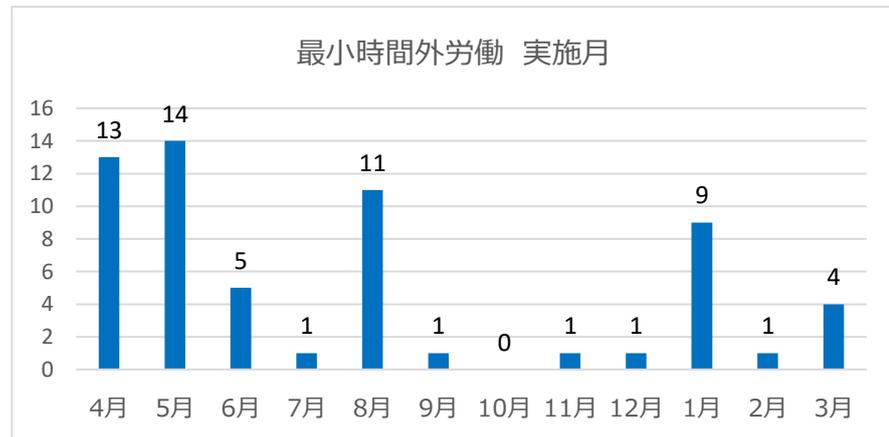
最多実施月

4月	3	社	約5%
5月	0	社	約0%
6月	0	社	約0%
7月	1	社	約2%
8月	2	社	約3%
9月	4	社	約6%
10月	5	社	約8%
11月	6	社	約10%
12月	6	社	約10%
1月	2	社	約3%
2月	16	社	約26%
3月	17	社	約27%



最少実施月

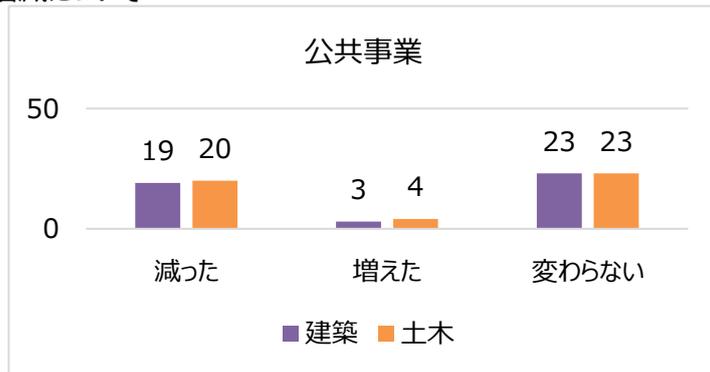
4月	13	社	約21%
5月	14	社	約23%
6月	5	社	約8%
7月	1	社	約2%
8月	11	社	約18%
9月	1	社	約2%
10月	0	社	約0%
11月	1	社	約2%
12月	1	社	約2%
1月	9	社	約15%
2月	1	社	約2%
3月	4	社	約7%



問 7. 公共事業と民間事業の残業時間の増減について

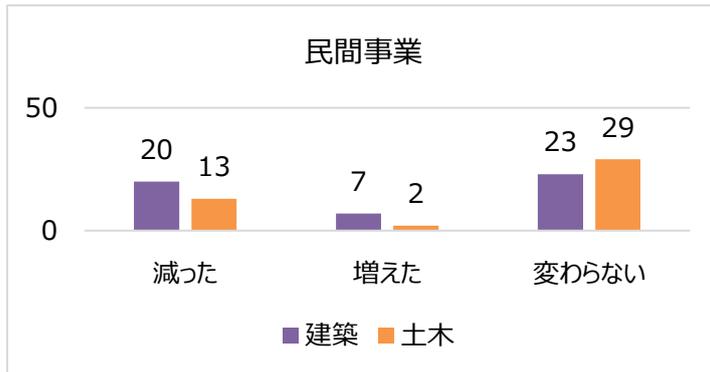
公共事業

	建築	土木
減った	19 <sup>(社)</sup>	20 <sup>(社)</sup>
増えた	3	4
変わらない	23	23



民間事業

	建築	土木
減った	20 <sup>(社)</sup>	13 <sup>(社)</sup>
増えた	7	2
変わらない	23	29

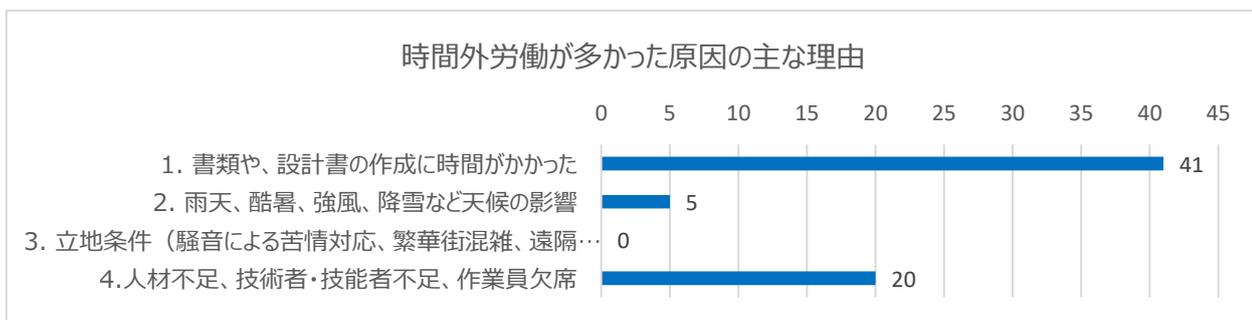


その他ご意見

- ・公共建築物は残業の原因となる複雑怪奇な設計を避けるべき
- ・JV工事に弊社社員を派遣しているが、弊社社員の36時間外労働が増えている
- ・公共事業及び民間事業の土木工事は工事無し
- ・民間工事は外構工事が多い為、特に変わらない。土日休みで建築工事が進み最終的に工期が迫ると外構工事は土日も作業するケースが多い
- ・「すぐにやってほしい」といった要望に断る事が出来る風潮が広がり始めた
- ・公共工事において書類の簡素化が進められていますが、一方で他の書類が増えるなど、実感があまりないので残業時間削減につながっていません

問 8. 時間外労働が多かった原因の主な理由

1. 書類や、設計書の作成に時間がかかった	41 社	約62%
2. 雨天、酷暑、強風、降雪など天候の影響	5 社	約8%
3. 立地条件（騒音による苦情対応、繁華街混雑、遠隔地地交通不便）	0 社	0%
4. 人材不足、技術者・技能者不足、作業員欠席	20 社	約30%



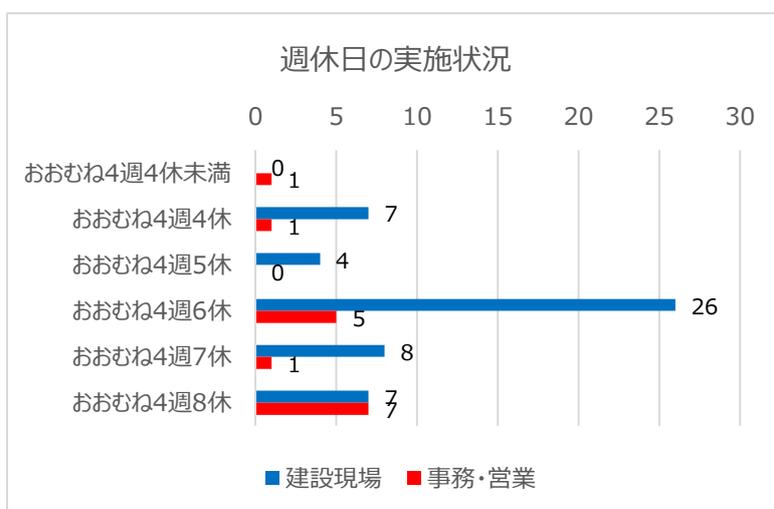
その他ご意見

- ・工期の設計変更を柔軟に対応して欲しい

- ・作業員不足で行程通り進まない。現場管理の後事務処理の為、設計変更による計画見直し等含む
- ・公共→変更契約が遅れたため検査書類の作成がタイトになった。民間→土日の作業をしなければならなかった為
- ・人材不足も原因の一つです。また、新卒採用した学生の能力にもばらつきがあり、仕事の分担が思うように進みませんでした
- ・公共工事において、落札後設計図と現場の食い違い、設計書と設計図の食い違いなどによる変更に関する図面や書類作成が残業の要因の一つである。また、書類簡素化と言いつつも新たな書類が増えてきている

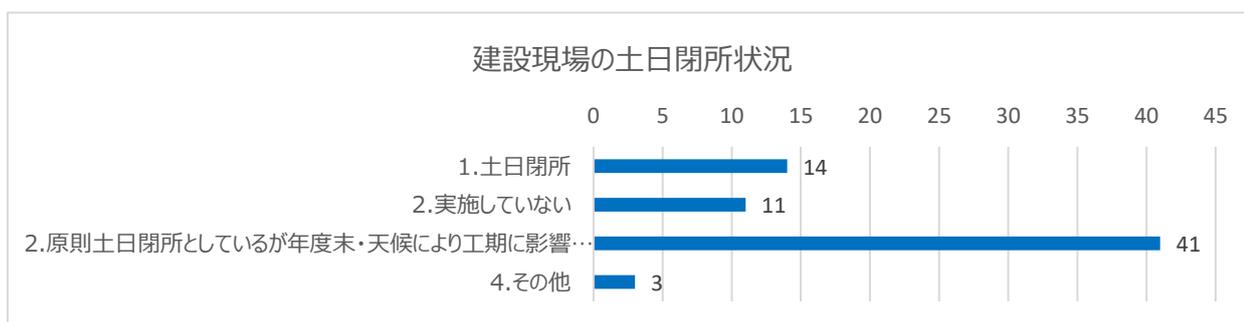
### 問 9. 週休日の実施状況についての現状

	建設現場	事務・営業
おおむね4週4休未滿	0 <sup>(社)</sup> 0%	1 <sup>(社)</sup> 約1%
おおむね4週4休	7 約10%	1 約1%
おおむね4週5休	4 約6%	0 0%
おおむね4週6休	26 約37%	5 約7%
おおむね4週7休	8 約11%	1 約1%
おおむね4週8休	7 約37%	7 約88%



### 問10. 建設現場の土日閉所について

1.土日閉所	14	社	約20%
2.実施していない	11	社	約16%
2.原則土日閉所としているが年度末・天候により工期に影響がある場合土日施工	41	社	約60%
4.その他	3	社	約4%



#### その他実態若しくはご意見

- ・全体現場5割は土日全休としているが、現状は2割程度となっている。
- ・発注者主導で週休二日を主導して欲しい
- ・原則年間変則カレンダーに基づいて日曜は閉所、土曜日も閉所にしているが、天候・作業員不足・その他の要因で土曜日閉所ができていない
- ・弊社の特性上、夜間勤務日が多くあり金曜日から土曜日跨ぎの夜間作業があり土日閉所は行っていない
- ・国道維持工事においては、365日稼働の為、土日閉所対象外となっているためなど、受注工事によって異なる
- ・事務所内での工事に関しては、土日作業となる為、平日に振替を行っている
- ・土日施工の場合は平日休みの振替とする場合がほとんど
- ・就業規則で4週6休と定めています。理由は市街地での土木工事において、病院や学校・営業中の店舗付近で現

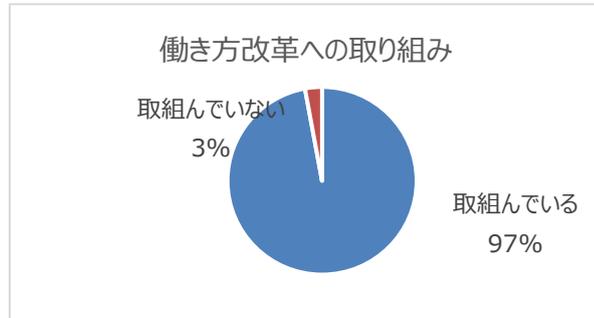
場施工の場合、土曜日や日曜日祝日指定となる事があるためです。4週8休にした場合、職員は休日の予定を組んでしまうため施工できなくなる事例がありました

- ・元請けに準ずる
- ・特に騒音粉塵を伴う学校改修においては夏休み期間に対応せざる得ない状況もあり、土日閉所は厳しい

### Ⅲ.働き方改革について

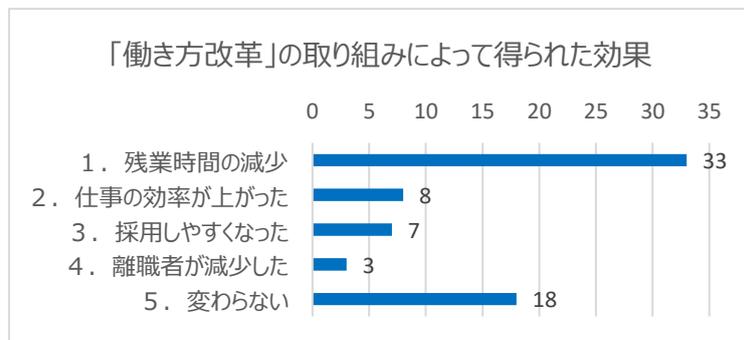
問 11. 働き方改革への取り組みについて

		(社)	
取組んでいる	67	約97%	
取組んでいない	2	約3%	



問12. 「働き方改革」の取り組みによって得られた効果 (問11で「働き方改革」に**取組んでいる**と答えた方)

1. 残業時間の減少	33	社	約48%
2. 仕事の効率が上がった	8	社	約12%
3. 採用しやすくなった	7	社	約10%
4. 離職者が減少した	3	社	約4%
5. 変わらない	18	社	約26%

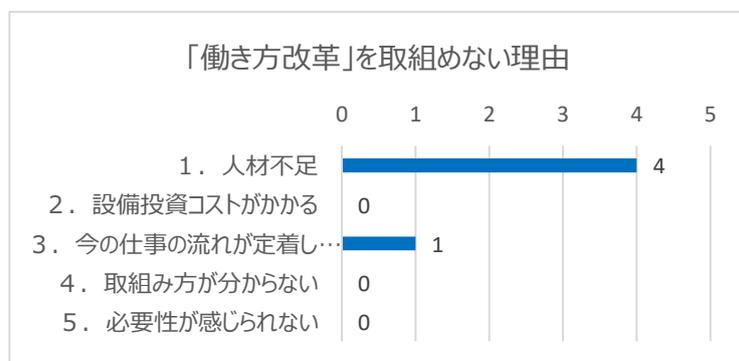


#### その他ご意見

- ・意識改革が必要です
- ・1日13時間シフト等の月単位の变形労働制を導入した36時間外労働時間は減少したが、総労働時間数は変わらない
- ・土日作業がほぼないため、作業員・下請け業者の労務費のベースアップを行って離職者を出さないようにした
- ・残業時間の減少の為に新卒採用を現場配置して仕事の分担を図っていますが、教育的指導に時間を費やしてしまい、残業時間の減少に繋がっておりません

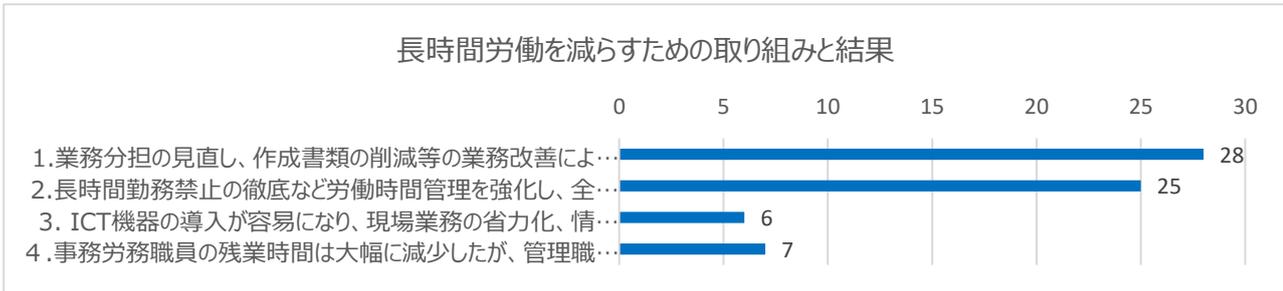
問13. 「働き方改革」を取組めない理由 (問11で「働き方改革」に**取組んでいない**と答えた方)

1. 人材不足	4	社
2. 設備投資コストがかかる	0	社
3. 今の仕事の流れが定着している	1	社
4. 取組み方が分からない	0	社
5. 必要性が感じられない	0	社



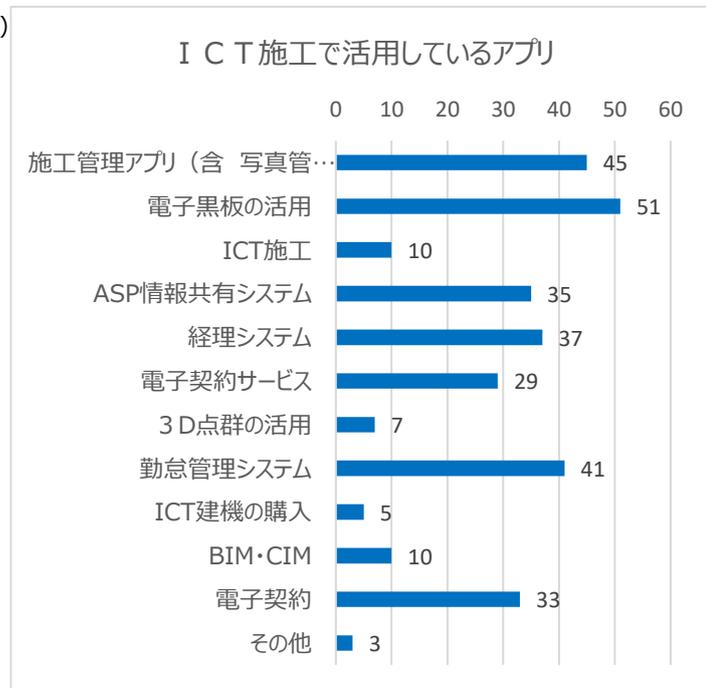
問14. 長時間労働を減らすための取り組みと結果

	(社)	
1.業務分担の見直し、作成書類の削減等の業務改善により労働時間削減	28	約42%
2.長時間勤務禁止の徹底など労働時間管理を強化し、全社員で時間外上限規制を共有	25	約38%
3. ICT機器の導入が容易になり、現場業務の省力化、情報の受伝達、資料作成など働き方改革が進んだ	6	約9%
4.事務労務職員の残業時間は大幅に減少したが、管理職の残業が増えた	7	約11%



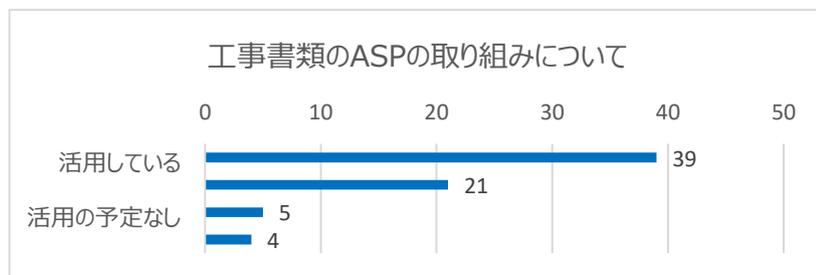
問15. ICT施工の活用等について(複数回答可)

	(社)	
施工管理アプリ(含 写真管理アプリ)	45	約15%
電子黒板の活用	51	約17%
ICT施工	10	約3%
ASP情報共有システム	35	約11%
経理システム	37	約12%
電子契約サービス	29	約10%
3D点群の活用	7	約2%
勤怠管理システム	41	約13%
ICT建機の購入	5	約2%
BIM・CIM	10	約3%
電子契約	33	約11%
その他	3	約1%



問16. 工事書類のデジタル化によるASPの取組みについて

	(社)	
活用している	39	約57%
活用を検討中	21	約30%
活用の予定なし	5	約7%
分からない	4	約6%



問17. ASP活用後の効果について（問15でASPを活用していると答えた方）

（1）ASPを活用後の効果 (社)

1.効果を感じられたので今後も活用する	19	約50%
2.提出書類作成の時間減少	5	約13%
3.受発注間の情報共有	7	約18%
4.移動時間削減	4	約11%
5.特に効果は感じられない	3	約8%



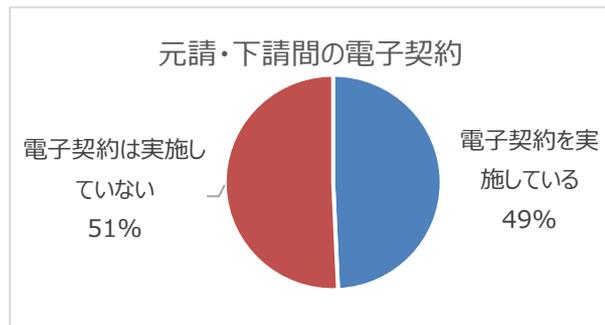
（2）ASPを活用して、ご意見・問題点・より役立つ方法や行政にバックアップして欲しいこと等

- ・全ての工事に取り入れるべきである
- ・発注者がASPに慣れていない面もある
- ・ASPの契約は工事ごとになるため、少額な工事をいくつも行う Cランク工事においてはASPの利用料金が高額になってしまうので補助してほしい
- ・行政側が使いたがらないケースが多い
- ・ASPの業者数をしぼった方がいい
- ・使いこなせればかなりの作業時短が見込めるので発注者側も積極的に採用するようにしてほしい
- ・工事に特化したASPではないが、仕組みは持っている為、まだ工事に特化した情報共有ASPは検討していない
- ・横浜市職員の意識向上
- ・ASPに入力する際の資料PDF化に時間を要します。また、発注者の確認で上長になるほど書類の承認に時間を要しています
- ・高齢の現場担当者についてはASPの活用がなかなか厳しい状況であり、完全にASPとなると更に人材不足となりえる

問18. 元請、下請間の電子契約について

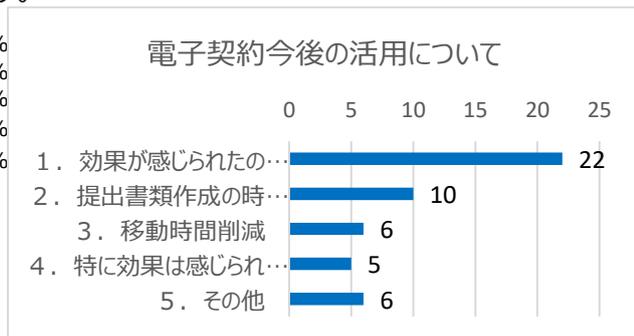
（1）公共工事の契約は電子化が進んでいますが、元請・下請間の電子契約について

電子契約を実施している	34	約49%
電子契約は実施していない	35	約51%



（2）電子契約の効果、今後の活用について伺います。

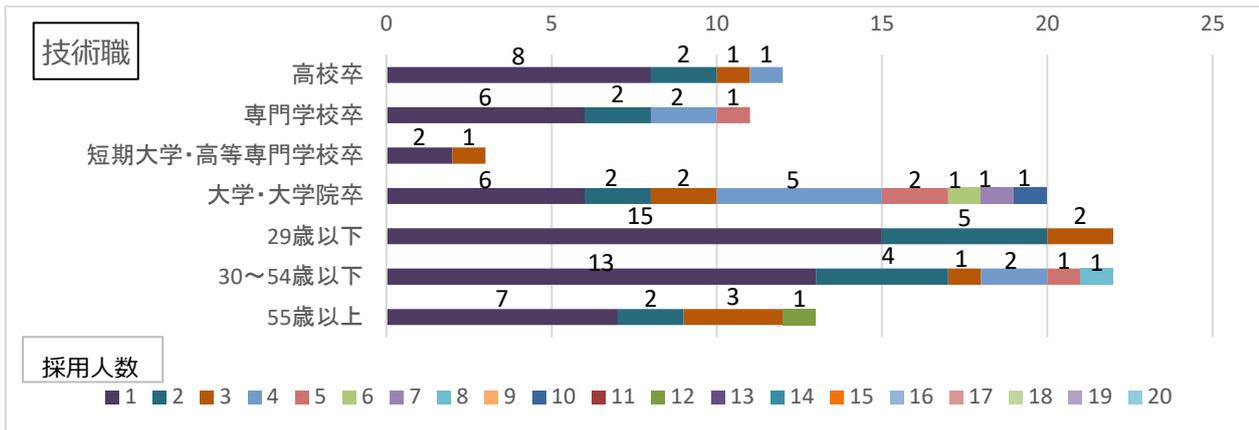
1.効果を感じられたので今後も活用する	22	約46%
2.提出書類作成の時間減少	10	約20%
3.移動時間削減	6	約12%
4.特に効果は感じられない	5	約10%
5.その他	6	約12%



問19. 令和6年度（令和6年4月～令和7年3月末）の採用者数について

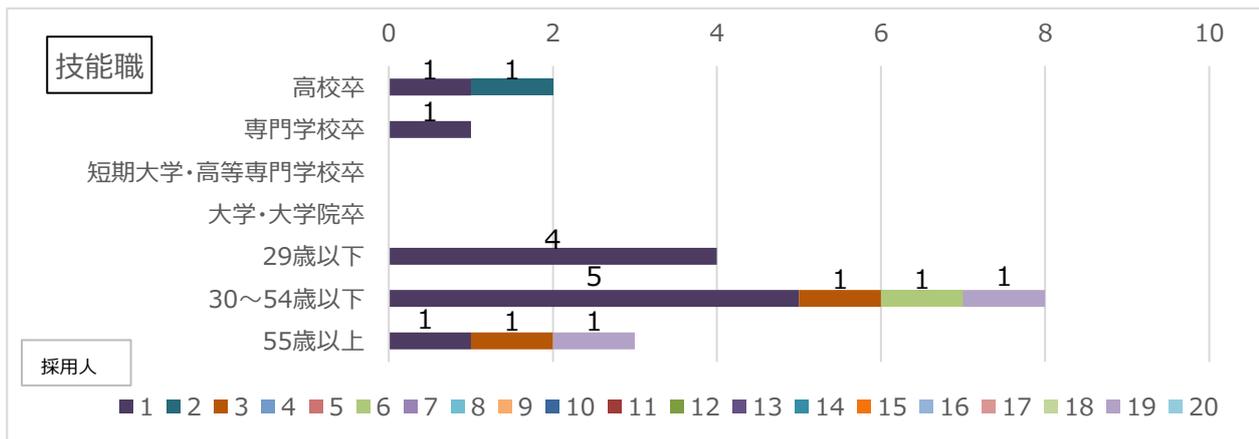
技術職

		採用人数																			
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
高校卒	(社)	8	2	1	1																
専門学校卒		6	2		2	1															
短期大学・高等専門学校卒		2		1																	
大学・大学院卒		6	2	2	5	2	1	1		1											
29歳以下		15	5	2																	
30～54歳以下		13	4	1	2	1			1												
55歳以上		7	2	3										1							



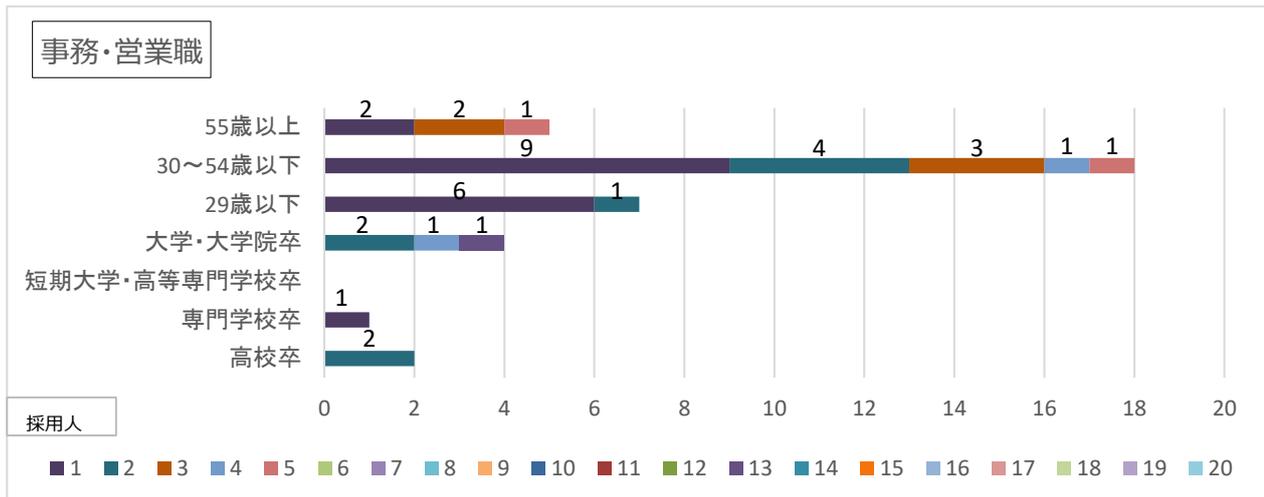
技能職

		採用人数																			
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
高校卒	(社)	1	1																		
専門学校卒		1																			
短期大学・高等専門学校卒																					
大学・大学院卒																					
29歳以下		4																			
30～54歳以下		5		1			1													1	
55歳以上		1		1																1	



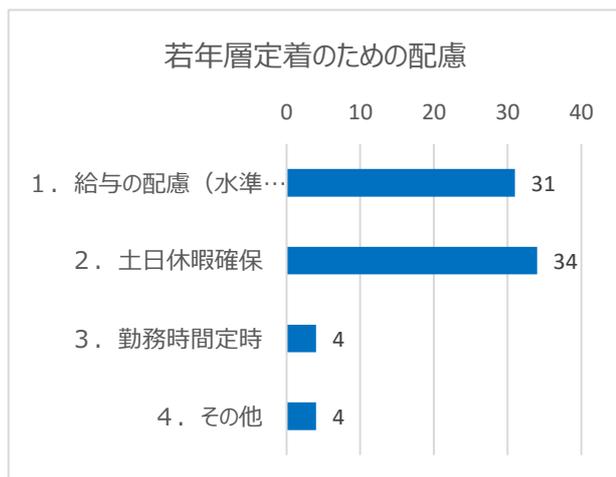
事務・営業職

		採用人数																			
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
高校卒	(社)	1	2																		
専門学校卒		1																			
短期大学・高等専門学校卒																					
大学・大学院卒			2		1									1							
29歳以下		6	1																		
30～54歳以下		9	4	3	1	1															
55歳以上		2		2		1															



問20. 若年層の3・4年の離職率は高く、新規高卒・大卒の離職率は3割から4割といわれています  
若年層の定着のため配慮していることはありますか

		(社)	
1. 給与の配慮（水準以上、定期昇給）	31	約43%	
2. 土日休暇確保	34	約47%	
3. 勤務時間定時	4	約5%	
4. その他	4	約5%	

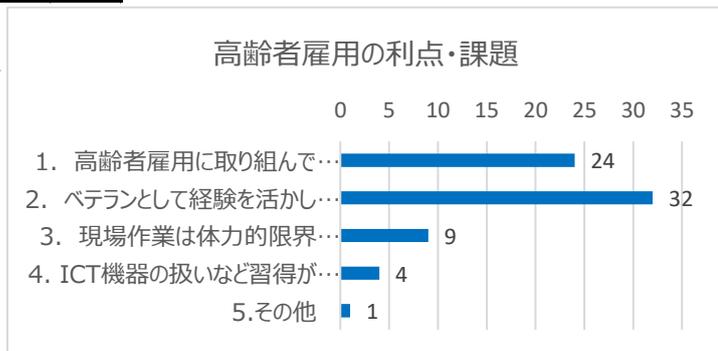


**その他工夫していること・意見**

- ・ideco+導入による掛け金負担
- ・社旗的役割、やりがい、魅力をうまく伝える
- ・福利厚生充実

問21. 少子高齢社会が進む中、定年後の高齢者の活用について  
高齢者雇用の利点・課題

		(社)	
1. 高齢者雇用に取り組んでいる	24	約34%	
2. ベテランとして経験を活かして能力を発揮している	32	約46%	
3. 現場作業は体力的限界がある	9	約13%	
4. ICT機器の扱いなど習得が難しい	4	約6%	
5. その他	1	約1%	

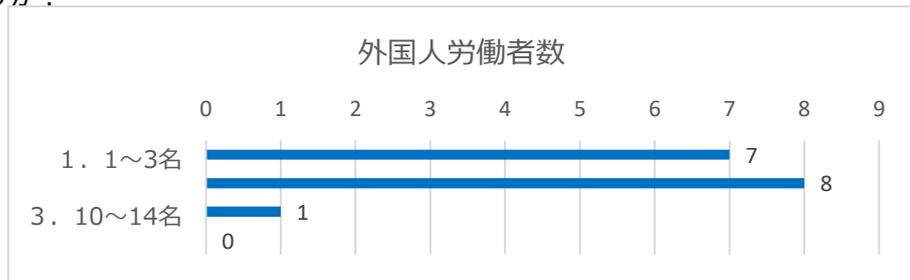


**その他ご意見**

- ・現状では外部からの雇用ではなく、継続雇用として定年(60歳)退職後、引き続き同部署で働いてもらっているが、現場の責任者、ICT機器の取扱いは難しい
- ・雇用者全員を65歳まで雇用している

問22 外国人の雇用について  
 (1) 外国人労働者はいますか？

(社)	
1. 1～3名	7
2. 4～9名	8
3. 10～14名	1
4. 15名以上	0



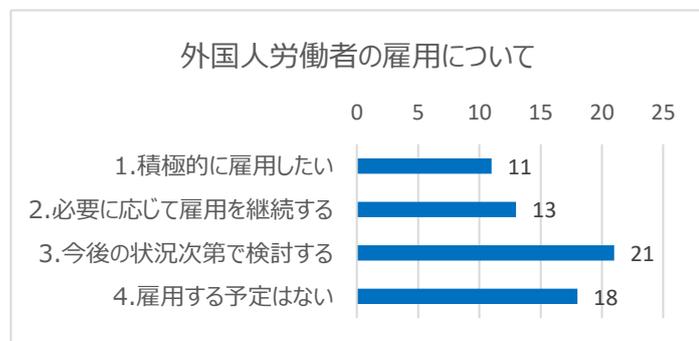
(2) 外国人技術労働者数

(社)	
1. 1～3名	15
2. 4～9名	4
3. 10～14名	2
4. 15名以上	0



(3) 外国人の雇用についての意見

(社)		
1. 積極的に雇用したい	11	約18%
2. 必要に応じて雇用を継続する	13	約21%
3. 今後の状況次第で検討する	21	約33%
4. 雇用する予定はない	18	約29%



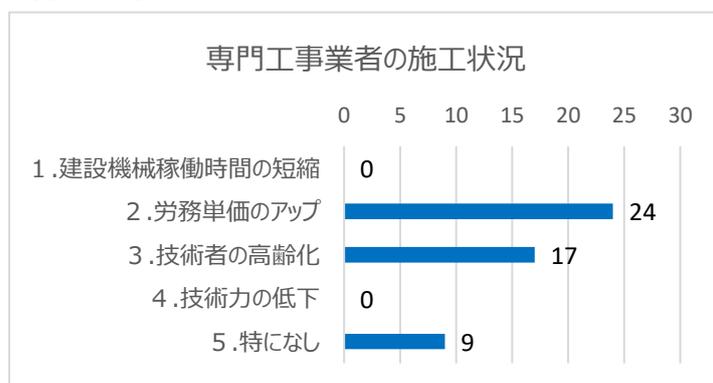
外国人雇用についての意見

- ・日本での定住であれば雇用を検討
- ・施工管理・安全管理が主な業務のため、協力会社やお施主様に対して言語(対話、書類など)や文化の違いによりコミュニケーションが取れるか不安である
- ・安定した労働力として必要 言葉や文化の壁があるかもしれないが受け入れ側の柔軟な体制と熱心なサポートがあれば問題なくやれる
- ・法改正(就労ビザ)

V. その他

問23 鉄筋・型枠等の専門工事業者の施工状況について  
 (1) 働き方改革による専門工事業者との業務分担等についての現況

(社)		
1. 建設機械稼働時間の短縮	0	0%
2. 労務単価のアップ	24	約48%
3. 技術者の高齢化	17	約34%
4. 技術力の低下	0	0%
5. 特になし	9	約18%



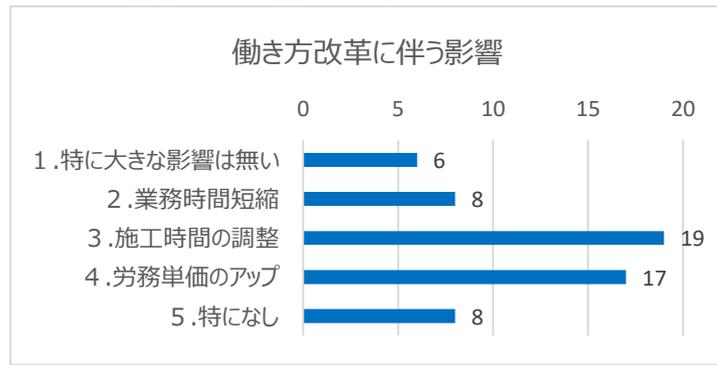
その他ご意見

- ・熟練の鉄筋・型枠工が減少しており、技術力の低下に伴う品質の低下も懸念している

(2) 運送業等の働き方改革に伴う影響

トラック、ダンプ、クレーン車、フォークリフトなど建設に係る運送業、重機工業等における時間外労働上限規制の建設業への影響

(社)		
1.特に大きな影響は無い	6	約10%
2.業務時間短縮	8	約14%
3.施工時間の調整	19	約33%
4.労務単価のアップ	17	約29%
5.特になし	8	約14%



**その他ご意見**

- ・学校等の執務平行工事では、安全確保のため土日の作業をしたい場合でも規制によって作業の調整が難しいケースがある
- ・材料の運搬費が上がり納期も運送業者が手配できずおくれるようになった。急な変更で材料を調達する場合、工期に影響が出ている。

問24. 横浜市では発注・施工の平準化、ASP等の情報共有の推進、契約システムの電子化等公共事業の働き方改革を推進しています。しかし資機材の高どまり、労賃の高騰などにより建設コスト全体が例年に比べ大幅にアップし、大規模プロジェクトの中止や見直しが相次いでいます。大規模公共事業の不調も懸念されています。適正工期の確保や単価の見直しなど、公共事業を円滑に実施するために何が必要か皆様の率直なご意見やご要望を記入いただきますようお願い致します。

- ・単価の見直し及び工事中の価格変動に伴う工事請負金額の変更幅率があれば幸いです
- ・工事及び管理も含め高齢化及び若手の技術力を考慮した工程・工期の設定(全ての工程内検査に於いて確認の期間増加)
- ・設計数量の精度向上 設計図の精度向上
- ・市場単価との相違をなくす
- ・分業化 発注 躯体 仕上別
- ・労働環境の向上のための4週8休の確保
- ・建設業界における人材育成、技術者の確保
- ・現地状況により、やむを得ず施工回数及び歩掛りに変更が生じる項目について、既存の官積算や歩掛は当然必要だが、歩掛りの見直しや見積もり採用等、柔軟に対応していただきたい。
- ・事業内で継続または隣接工事が発注された際、変更要素が多々あると想定して施工費に見合う変更をして頂けない印象により敬遠がちになってしまう。(その連鎖により不調が生じる可能性があると考える)
- ・横浜市工事では発注時の概略工程の掲示が無いため、当初工期はあるものの、とても暫定的で実際に事業として見込んでいる工期工程が入札を考える段階で判断出来ない。総じて、施行者が進んで受注したくなるような案件にして頂きたい
- ・発注者、設計者が工事内容を把握し、細かい作業工程を考慮した上で工程設定し発注する必要あり
- ・高騰単価への迅速な設計変更対応
- ・公共建築物は複雑な設計を避け、出来る限り室内の天井を廃止する。複雑な設計は手間がかかり、コストアップになる
- ・横浜市には、毎年要望をかなえて頂き、資機材、労務単価の見直しやスライド単価調整を行って頂いております。しかしながら「いたちごっこ」のままです。更なる要望としては、あらゆる物価の上昇、自社賃金をはじめ、固定費の上昇の補填として、「一般管理費」の率を最大限引き上げ引当要望致します
- ・建設業における担い手不足が大きな課題となっている状況において、横浜市立の工業高校は鶴見工業高校閉校依頼、皆無の状態が続いています。また、県内の工業系の高校は公立、私立を合わせて12校の中で建築課土木科を有する工業高校も一校もない状態です。これからの建設業、社会インフラの整備、防災活動を安全安心でき

- るサービスとして横浜市民の皆様へ提供する為にも工業高校の充実が必要だと思っています
- ・設計変更30%ルールが未だ現実的に運用されています。契約当初から設計変更前提の工事もあり当社設計の整合性を図り大きな設計変更がない工事発注をお願い致します
  - ・設計価格の見直しと、受注後には物価スライドでの設計価格の見直し
  - ・適正工期の確保(土日祝日完全閉所、工事の平準化または、期跨ぎ工事の拡大、書類の削減と打ち合わせ等はwebの活用)
  - ・担い手不足の対策として、労務単価の大幅見直し。女性労働者受け入れのための営繕費用拡大
  - ・公共事業での設計書の単価が使用単価との剥離が躯体工事で著しく大きいので新築工事等では利益確保は難しい。スライド条項の緩和や適用範囲を拡大して欲しい
  - ・特殊工事・工法等は指定とすると公表単価では無く指定業者がそれを上まる金額を提示される事が多い為、指定ではなく同等品としてほしい
  - ・物件難易度により技術者を選定しなければなりません、広告・入札時(議会承認時)に空きがあるとは限りません、大規模案件の発注時期(議会時期)を年単位で事前に情報公開して頂けると、技術者の確保がしやすくなります  
\* 大規模案件の場合、JVが条件となる為、JV企業との調整も必要になりますので早めの情報提供を望みます
  - ・物件難易度により技術者を選定しなければなりません、広告・入札時(議会承認時)に空きがあるとは限りません  
工期の長い物件では、発注者との協議により工程上一定の区切り、継続性、品質確保に支障がないと認められた場合、技術者の変更が認められる場合がありますが、受注後計画的に技術者の変更が可能であれば、取り組む機会が増えると考えます
  - ・業務の効率化を阻害している要因を明確にして(例えば書類の必要性の検証、発注者、受注者の能力レベル差等)、個別対応を図ること
  - ・発注時の元設計が現場にあっていないため、着手までの準備工に時間を要する。そのために工期延期、残業時間の超過が発生してくる
  - ・工期延長を柔軟にすること
  - ・変更追加工事の金額を柔軟にすること
  - ・公共工事に於いて、工事を受注した業者が現場調査を行うと、事前に行っておかなければならない手続きがされていない事案が多々見受けられます。埋設物の切り回し、支障物の移設、警察との協議等、発注前に手続きが終わってれば工事を受注した後に円滑に進められると考えます
  - ・十分な現場調査、資料を基に施工方法、施工時間、施工価格を採用していただきたい。受注後すぐに変更協議をするような設計は避けて頂きたいと思います。現場環境等施工に適正でないことが分かった場合は速やかな設計変更または施工指示を出してほしい。協議に時間を要することにより、全体の工期への影響、それによる延伸工期による現場経費の増加が生じてしまいます。適正な発注と速やかな設計変更が公共工事の円滑化につながると思います
  - ・熱中症対策の作業時間規制が始まると、夏季の稼働時間が半分以下になると考えられます。会社経費や労働者の給与をある程度保証できるような方法が必要だと思います
  - ・資材の高騰に加え労務費も高騰しており、協力会社(下請け)の人手不足の影響もあり外注労務の確保が困難になっております。適正は労務単価の見直し(引上げ)をお願いしたい
  - ・上記の影響と4週8休の定着、働き方改革による増務時間の縮減のため実働時間が減少傾向にあります。そのため工期にも影響し品質確保の観点からも十分に適正な工期設定をお願いしたい
  - ・昨今の気象変動で荒天が多くなってきております。上記同様、気候変動を考慮した工期設定や柔軟な工期変更等の対応が求められますので設計変更協議対象としてお願いしたい
  - ・建設業の人材不足、高齢化の問題も有り、賃金の大幅UP、外国人の育成、雇用を積極的に推進したい
  - ・受注後の設計変更等が無いよう、発注者側も慎重に考えてほしい
  - ・施工は天候に左右されるため、土日祭日の施工もやむを得ない場合がある。その際、平日に休みを取得させていが、横浜市の監督員は、打合せや書類提出の受領を平日のみとするため、そのために施工ない日でも対応しなくてはならない。休日をきちんと取得するには発注者側も寄り添ってほしい  
また、夜間施工についても睡眠確保等、考慮してほしい
  - ・真夏の熱中症対策をさらに検討しなくてはならないと思う、通常、昼間施工を夜間施工に変更するなど、住民にも理解を得てほしい。熱中症対策をいくら講じてもここ数年の猛暑では限界があると思う
  - ・最低制限価格の上昇

- ・土木工事の材料で最も使用頻度の高いアスファルトとコンクリートは2カ月に一度は単価の見直しを行ってほしい
- ・発注タイミングの調整
- ・見積単価の採用
- ・総合評価方式の発注増
- ・建築工事の単価について“僅少の場合は、労務費1人工相当分と必要となる材料費等を加えて一式で計上する”という国交省の通達に準じて単価設定をして欲しい
- ・【管内一円工事】の緊急対応のある工事は当該区の業者が受注できる仕組みにするべき 理由として 1.地元で工事をする→コストの減少や移動時間の短縮につながり労働環境が向上する 2.緊急対応は作業隊出動などのケースに発展する可能性がある 地元業者が緊急対応したほうが連携がとりやすく一般的に考えても対応スピードが上がり市民サービスの向上につながる 3.緊急対応と作業隊出動を一連のケースとしてとらえ「地元は地元業者が守る」という文化を更に根付かせて不調させないというマインドをつくる こういったメリットしかない地元業者の受注ではあるが現在の入札契約制度では軽視されているのが問題
- ・協会活動や地元での災害活動をしているなどへのインセンティブの強化 現時点ではさほど感じられないので日頃から業界や地元のために汗かく会社が少しでも報われる入札契約制度になればいいと思う
- ・発注者側の働き方改革は進んでいると思います。しかし、現場を担当されている発注者が有給休暇で連絡が付かなかったりするなどして、現場進捗に影響が出る事があります。発注者側で副担当者を決めて頂ければ助かります
- ・現場職員の労働時間を削減するため、今まで以上に職員を増やして現場対応をしています。現場管理費と一般管理費のコストが増大しているのが現状です。最低制限価格の下限值引き上げや経費率の向上をお願いしたいです
- ・入札物件における公表単価と、実際の業者見積が違う場合があります(業者の単価が高い) 予定価格をオーバーしてしまう
- ・電気・設備を含んだ場合(個別の諸経費等が発生する為)予定価格をオーバーしてしまう。別途の方が予定価格はあう
- ・どうしても4~6月が端境月となってしまうので、もう少し繰り越し工事が増えると助かります
- ・設計時の単価が1人工に満たないものは1人工で積算されているはずであるが、実際の設計書では0.2人工などで積算されており、規模が小さい工事程実際の直接工事費が不足して元請分の現場管理費と一般管理費が食い込まれていくのが現状である
- ・物価単価などでは最低数量が明記されているが、少量の㎡数であっても同じ単価が採用されている
- ・設計見積した業者の単価に掛け率0.65や0.7が掛けられて設計単価とされている物件や、項目がありますが、掛け率を想定していない見積に掛け率を掛けた単価となっており、設計見積協力した業者に発注しても掛け率分マイナスとなっている。設計変更が途中で指示書は発行されるも「金額は別途」と書かれ竣工時に査定された金額が提示され、悪い場合は材料代の半分にもならないことがある。追加をやればやるほど赤字が増えることがある